

出産予定の国民健康保険被保険者の皆様へ 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の 国民健康保険料が減額されます！

令和6年1月より、産前産後期間の国民健康保険料を減額する制度の受付を開始します。

内容

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 対象の方の保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。 …産前産後期間

産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。**

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
単胎の方			減免×	出産予定月 減免×	減免×	減免○	

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。

令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。



詳しくは、
お住いの区役所市民総合窓口課
国民健康保険班へご相談ください。